

【美幌町民会館の使用条件並びに注意事項】

- 1 美幌町民会館条例及び同施行規則の定めを遵守してください。
- 2 納入された使用料は、使用不能となった場合など特別な場合を除き還付することはできません。
- 3 使用者は、次の事項を承知の上施設をご利用ください。
 - (1) 使用許可を受けた目的以外に使用したり、全部若しくは一部を転貸し、又はその権利を他に譲渡することはできません。
 - (2) 使用許可を受けた内容を変更したいときは、前日までに美幌町民会館使用変更申請書（様式第3号）を提出し、変更承認を受けてください。
なお、時間超過の場合は、定められた使用料に30%を加算した料金が掛かります。
 - (3) 特別の設備を設け又は特殊物件を搬入したり、火気を使用したりする場合は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければなりません。
なお、搬入された設備等に対する損害補償は一切行いません。
 - (4) 使用許可の条件や条例に違反したり、公益上又は町民会館の管理上やむを得ない理由が生じたりしたときは、使用許可を取り消します。
なお、この場合使用者に損害を及ぼすことがあっても、美幌町はその賠償の責を負いません。
 - (5) 使用するとき及び使用を終えたときは、必ず職員に申し出てください。
また、許可された時間内（準備や後始末を含む。）に退館し、職員に利用人数を報告してください。
 - (6) 会館の使用にあたっては、建物及び物品等を丁寧に取り扱いってください。
また看板、ポスター等の貼紙、釘打、びょう止、セロテープを使用しようとするときは、事前に館長の承認を得てください。
なお、使用中、建物又は附属設備等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償していただきます。
 - (7) 会館及びその敷地内において、教育委員会が特に認めた場合を除き、プログラム以外の物品等の販売又は金品の寄附募集の行為をすることはできません。
なお、食品衛生法に基づく保健所への手続きは、使用者が行ってください。
 - (8) ゴミはすべてお持ち帰りください。
- 4 参集者の受付、案内、携行品の預かりや場内整理は、使用者において行ってください。
- 5 泥又は汚物のついた履物及び雪のついた長靴、滑り止め金具をつけた履物などで入館しないでください。
- 6 音響照明設備や施設設備等の使用予定がある場合は、使用する7日前までにプログラム等を持参のうえ、町民会館と打ち合わせを必ず行ってください。
- 7 上記のほか、不明な点がありましたら、美幌町民会館（電話73-4187）までお問い合わせください。